

令和8年第6回安平町議会定例会議案

令和8年9月16日

安 平 町

報告第1号

例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

令和8年9月16日提出

安平町議会議長 小笠原 直 治

記

令和8年5月分

令和8年6月分

令和8年7月分

報告第 2 号

令和 7 年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 7 年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

記

1. 令和7年度安平町財政健全化判断比率 (単位：%)

項 目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算 定 比 率	—	—	10.8	30.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

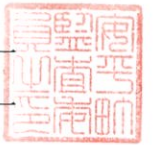
2. 令和7年度安平町資金不足比率 (単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.00
下 水 道 事 業 会 計	—	20.00

安監査第174号
令和8年8月27日

安平町長 及川 秀一郎 様

安平町監査委員 小川 誠 一
安平町監査委員 工藤 秀 一



令和7年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
により、審査に付された令和7年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて審査をしたので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度 安平町財政健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

令和7年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和8年8月26日

3. 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	—	15.00%	
② 連結実質赤字比率	—	20.00%	
③実質公債費比率	10.8%	25.0%	
④将来負担比率	30.6%	350.0%	

(2) 個別意見

①「実質赤字比率」

令和7年度の一般会計の決算による実質収支額は99,190千円であり、赤字額がないため当該比率は算定されない。

②「連結実質赤字比率」

令和7年度の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計の決算による実質収支額は、国民健康保険事業特別会計で6,114千円、介護保険事業特別会計で246,363千円、後期高齢者医療事業特別会計で1,267千円となり、合計で253,744千円となっている。また、法適用企業会計の資金不足・余剰額は水道事業会計で余剰額106,103千円、下水道事業会計では139,199千円となっており、一般会計を含めた全体の決算による実質収支額は598,236千円の黒字であり、当該比率は算定されない。

③「実質公債費比率」

令和7年度の実質公債費比率は10.8%で、前年度に比べ0.6ポイント減少している。また、単年度決算では9.4%で前年度に比べ2.2ポイント減少している。主な要因として、分子では起債の元利償還金が消防庁舎建設事業の償還終了などにより減少し、分子全体で67,520千円が減少。分母では標準税収入額の増収などにより全体で188,228千円が増加したことによるものである。なお、早期健全化基準の25.0%を下回り問題はないが、公債費が減少するよう計画的な事業執行に努められたい。

④「将来負担比率」

令和7年度の将来負担比率は30.6%で、前年度に比べ2.7ポイント増加している。

主な要因は、分子では地方債の残高の減少及び公営企業債等繰入見込額の減少などにより分子全体で169,079千円が増加し、分母では標準財政規模が増加したことなどから分母全体で188,228千円が増加したことから将来負担比率は増加している。

なお、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っているが、今後とも将来的な財政負担を十分考慮し、計画的な地方債の借入など、財政負担に留意のうえ効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 安平町水道事業会計資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和 8 年 8 月 26 日

3. 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 7 年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.00%	

(2) 個別意見

①「資金不足比率」

令和 7 年度において資金不足はないため、当該比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 安平町下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和 8 年 8 月 26 日

3. 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 7 年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.00%	

(2) 個別意見

①「資金不足比率」

令和 7 年度において資金不足はないため、当該比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

認定第 1 号

令和 7 年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 7 年度安平町一般会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 2 号

令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 3 号

令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 4 号

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 5 号

令和 7 年度安平町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 7 年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 6 号

令和 7 年度安平町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 7 年度安平町下水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第 1 号

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方交付税の決定等により、令和 8 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 1 号

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度安平町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 57,503 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,736,240 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更、廃止は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入) 第 1 表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		2, 031, 114	351, 783	2, 382, 897
	1. 町民税	1, 013, 720	340, 976	1, 354, 696
	2. 固定資産税	933, 904	10, 807	944, 711
11. 地方特例交付金		20, 421	1, 625	22, 046
	1. 地方特例交付金	20, 421	1, 625	22, 046
12. 地方交付税		2, 607, 040	252, 079	2, 859, 119
	1. 地方交付税	2, 607, 040	252, 079	2, 859, 119
16. 国庫支出金		744, 997	47, 237	792, 234
	2. 国庫補助金	329, 909	46, 707	376, 616
	3. 委託金	2, 671	530	3, 201
17. 道支出金		1, 032, 428	35, 387	1, 067, 815
	2. 道補助金	778, 669	35, 387	814, 056
18. 財産収入		63, 654	3, 095	66, 749
	1. 財産運用収入	19, 140	1, 086	20, 226
	2. 財産売払収入	44, 514	2, 009	46, 523
20. 繰入金		1, 359, 677	△625, 962	733, 715
	1. 基金繰入金	1, 358, 171	△625, 962	732, 209
22. 諸収入		113, 035	16, 053	129, 088
	4. 雑入	60, 198	16, 053	76, 251
23. 町債		529, 200	△138, 800	390, 400
	1. 町債	529, 200	△138, 800	390, 400
歳 入 合 計		9, 793, 743	△57, 503	9, 736, 240

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,163,125	10,391	1,173,516
	1. 総務管理費	1,107,105	10,391	1,117,496
3. 民生費		1,621,709	27,364	1,649,073
	1. 社会福祉費	1,045,973	21,367	1,067,340
	2. 児童福祉費	575,736	5,997	581,733
4. 衛生費		679,723	157	679,880
	1. 保健衛生費	332,593	157	332,750
6. 農林水産業費		890,272	35,387	925,659
	1. 農業費	859,799	35,387	895,186
7. 商工費		538,626	315	538,941
	1. 商工費	538,626	315	538,941
8. 土木費		1,106,046	△61,005	1,045,041
	2. 道路橋りょう費	474,249	△79,054	395,195
	3. 河川費	12,139	17,850	29,989
	4. 都市計画費	504,614	287	504,901
	5. 住宅費	114,806	△88	114,718
9. 消防費		437,702	6,115	443,817
	1. 消防費	437,702	6,115	443,817
10. 教育費		1,077,177	△75,524	1,001,653
	1. 教育総務費	355,978	2,581	358,559
	5. 社会教育費	96,446	1,195	97,641
	6. 保健体育費	598,952	△79,300	519,652
11. 公債費		992,915	△703	992,212
	1. 公債費	992,915	△703	992,212
歳 出 合 計		9,793,743	△57,503	9,736,240

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公共施設等総合管理計画策定業務	12,749
3. 民生費	1. 社会福祉費	ぬくもりセンターキュービクル交換工事	19,866

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川浚渫推進事業その2	14,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。）	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借替えることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
遠浅酪農２号線改良舗装事業	136,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式の借 入については、 この限りでな い。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 金融機関による 場合は債権者と の協定による。 ただし、財政 の都合により償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上げ償還又は低 利債に借替えす ることができ る。	62,700	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ

廃 止

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
給食センター改修事業	80,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 の借入につい ては、この限 りでない。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 金融機関による 場合は債権者と の協定による。 ただし、財政 の都合により償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上げ償還又は低 利債に借替えす ることができ る。	—	—	—	—	事業中止による もの

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,031,114	351,783	2,382,897
2. 地方譲与税	110,125		110,125
3. 利子割交付金	3,266		3,266
4. 配当割交付金	6,690		6,690
5. 株式譲渡所得割交付金	7,632		7,632
6. 法人事業税交付金	18,398		18,398
7. 地方消費税交付金	210,555		210,555
8. ゴルフ場利用税交付金	44,861		44,861
9. 環境性能割交付金	1		1
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,378		32,378
11. 地方特例交付金	20,421	1,625	22,046
12. 地方交付税	2,607,040	252,079	2,859,119
13. 交通安全対策特別交付金	830		830
14. 分担金及び負担金	1,944		1,944
15. 使用料及び手数料	202,938		202,938
16. 国庫支出金	744,997	47,237	792,234
17. 道支出金	1,032,428	35,387	1,067,815
18. 財産収入	63,654	3,095	66,749
19. 寄付金	603,369		603,369
20. 繰入金	1,359,677	△625,962	733,715
21. 繰越金	49,190		49,190
22. 諸収入	113,035	16,053	129,088
23. 町債	529,200	△138,800	390,400
歳入合計	9,793,743	△57,503	9,736,240

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	56,793		56,793				
2. 総務費	1,163,125	10,391	1,173,516	42,035		2,500	△34,144
3. 民生費	1,621,709	27,364	1,649,073			150	27,214
4. 衛生費	679,723	157	679,880				157
5. 労働費	11,937		11,937				
6. 農林水産業費	890,272	35,387	925,659	35,387			
7. 商工費	538,626	315	538,941				315
8. 土木費	1,106,046	△61,005	1,045,041		△58,600	3,696	△6,101
9. 消防費	437,702	6,115	443,817				6,115
10. 教育費	1,077,177	△75,524	1,001,653	5,202	△80,200		△526
11. 公債費	992,915	△703	992,212				△703
12. 給与費	1,212,718		1,212,718				
13. 予備費	5,000		5,000				
歳 出 合 計	9,793,743	△57,503	9,736,240	82,624	△138,800	6,346	△7,673

議案第 2 号

令和 8 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 8 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

一般被保険者保険税還付金の増額により、令和 8 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 2 号

令和 8 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第1表 歳出予算補正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		1,364	77	1,441
	1. 償還金及び還付加算金	533	77	610
9. 基金積立金		5,780	△77	5,703
	1. 基金積立金	5,780	△77	5,703
歳 出 合 計		854,939	0	854,939

議案第 3 号

令和 8 年度安平町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度安平町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

施設維持管理費等の増額により、令和 8 年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 3 号

令和 8 年度安平町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度安平町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款	水道事業収益	3 9 0, 0 8 6 千円	0 千円	3 9 0, 0 8 6 千円
	第 1 項 営 業 収 益	1 7 0, 4 7 0 千円	0 千円	1 7 0, 4 7 0 千円
	第 2 項 営 業 外 収 益	2 1 9, 6 1 6 千円	0 千円	2 1 9, 6 1 6 千円
支 出				
	科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款	水道事業費用	3 6 7, 7 1 6 千円	2, 3 7 4 千円	3 7 0, 0 9 0 千円
	第 1 項 営 業 費 用	3 5 5, 2 0 7 千円	2, 3 7 4 千円	3 5 7, 5 8 1 千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1 2, 0 0 8 千円	0 千円	1 2, 0 0 8 千円
	第 3 項 特 別 損 失	1 千円	0 千円	1 千円
	第 4 項 予 備 費	5 0 0 千円	0 千円	5 0 0 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「80,900千円」を「82,648千円」に、減債積立金「7,233千円」を「8,981千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款	資 本 的 収 入	9 7, 1 8 1 千円	0 千円	9 7, 1 8 1 千円

第1項 企業債	65,400千円	0千円	65,400千円
第2項 負担金	31,781千円	0千円	31,781千円
支出			

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	178,081千円	1,748千円	179,829千円
第1項 建設改良費	112,510千円	1,748千円	114,258千円
第2項 企業債償還金	65,571千円	0千円	65,571千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	40,593千円	472千円	41,065千円

令和8年9月16日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 8年度 安平町水道事業会計補正予算実施計画第1号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			367,716	2,374	370,090	
	1. 営業費用		355,207	2,374	357,581	
		1. 原水及び浄水費	101,831	1,902	103,733	
		2. 配水及び給水費	77,844	472	78,316	

(支出の部)		(資本的収入及び支出)				(単位 千円)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			178,081	1,748	179,829	
	1. 建設改良費		112,510	1,748	114,258	
		1. 配水設備改良費	109,271	1,748	111,019	

(資本的支出)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 資本的支出	178,081	1,748	179,829			
1. 建設改良費	112,510	1,748	114,258			
1. 配水設備改良費	109,271	1,748	111,019	4. 工事請負費	1,748	配水管仕切弁設置工事

議案第4号

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和8年9月16日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年9月1日付けの人事異動に伴う職員給料等の増額により、令和8年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第4号

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度安平町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	574,770千円	0千円	574,770千円
第1項 営業収益	112,136千円	0千円	112,136千円
第2項 営業外収益	462,634千円	0千円	462,634千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	589,837千円	5,082千円	594,919千円
第1項 営業費用	547,592千円	5,082千円	552,674千円
第2項 営業外費用	41,741千円	0千円	41,741千円
第3項 特別損失	4千円	0千円	4千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	42,690千円	4,044千円	46,734千円

令和8年9月16日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 8年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第2号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			589,837	5,082	594,919	
	1. 営業費用		547,592	5,082	552,674	
		3. 総係費	18,880	5,082	23,962	